

2月号 CONTENTS

1. メトロプラザ開催行事（自主事業）のお知らせ
2. 遠軽商工会議所景気動向調査ご協力のお願い
3. 2026年度 検定情報
4. 「オホ弁」スタンプラリーキャンペーンについて
5. 使用済み切手提供者のご紹介
6. 2月行事予定のお知らせ

えんがる生活応援券(商品券) 取扱店募集!!

詳しくは同封の資料を
ご覧ください。

1. メトロプラザ開催行事（自主事業）のお知らせ

メトロプラザ指定管理者（遠軽商工会議所）では、新たな芸術文化の発信を目的として、下記の行事（自主事業）を開催いたします。皆さまのご来場を心よりお待ちしております。

公演・イベント名	開催日時	開催場所
バレンタイン イベント ※詳細はメトロプラザホームページでご確認ください	2月8日（日） イベント開始 10時00分 （イベントにより開始時間が異なります）	大ホール 
第9回映画上映会 メトロシネマ ～ 35年目のラブレター ～ ※チケット好評発売中!! 	2月14日（土） 午前の部 10時00分 午後の部 14時00分	大ホール
陶芸教室～電動ろくろ体験（黒宝焼）～ ※予約・詳細はメトロプラザホームページでご確認ください	3月8日（日） ①9時00分～ ②11時00分～ ③13時00分～ ※各回 定員4名	多目的室2 
伊藤英二水彩画展 	3月3日（火）～13日（金） 10時00分～17時00分	交流ホール

◆予約・詳細等のお問い合わせは、メトロプラザ総合案内（TEL46-7151）までご連絡ください



←メトロプラザホームページはこちらからどうぞ。

2. 遠軽商工会議所景気動向調査ご協力のお願い

遠軽商工会議所では、皆様方の経営上の参考に供することを目的とし、引き続き標記調査を実施しております。同封の調査票をご確認いただき、書面または FAX 等にてご協力のほどよろしくお願いいたします。

3. 2026年度 検定情報

試験名	試験日		申込受付期間	試験開始時間(試験時間)	受験料(税込)
簿記	第173回	2026年 6月14日(日)	4月27日(月)～5月18日(月)	1級 午前 9時00分～(3時間)	1級 8,800円
	第174回	2026年11月 15日(日)	9月28日(月)～10月19日(月)	2級 午後 1時30分～(1時間30分)	2級 5,500円
	第175回	2027年 2月 28日(日) (2・3級のみ実施)	2027年 1月12日(火)～2月 1日(月)	3級 午前 9時00分～(1時間)	3級 3,300円
北海道 観光マスター	第21回	2026年11月 23日(月・祝)	9月上旬～10月下旬予定	午後 2時00分～(1時間30分)	5,000円

※お問い合わせお申し込みは、遠軽商工会議所までご連絡ください。

(遠軽町岩見通南1丁目 TEL 0158-42-5201)

※簿記検定はネット申込みをご利用いただけます。



簿記検定ネット申込ページ

・手数料が一律 310 円掛かります。

・また、ネット申込はシステムの関係で受付締切が窓口より3日程早くなりますのでご注意ください。

4. 「オホ弁」スタンプラリーキャンペーンについて

オホーツク総合振興局では、オホーツク地域のブランド力および知名度の向上を図るため、令和3年度より、オホーツク総合振興局・公益財団法人オホーツク財団・管内事業者で構成する「『オホ弁』製作実行委員会」を立ち上げ、「オホーツクブランド認証商品」を活用した「地場産たくさんオホーツク弁当(通称:オホ弁)」の開発に取り組んでいます。

現在、遠軽町内の3店舗(福よし食堂、政寿し、喫茶 楽楽)を含む17店舗で、合計25種類のオホ弁を販売しています。

また、販売促進とさらなる認知度向上を目的として、「オホ弁スタンプラリーキャンペーン」を令和7年10月17日(金)から令和8年2月28日(土)まで開催していますので、ぜひご参加ください。



←「オホ弁」スタンプラリーキャンペーンの詳細はこちら



5. 使用済み切手提供者のご紹介

トヨタカローラ北見(株)遠軽店 様
棚橋忠司法書士事務所 様
フラワーショップ花のふじわら 様
(株)笠井家具店 様

伊藤 榮三 様
ヘアサロンマツイ 様
(有)たかはし 様
(株)アライ 様



ご協力ありがとうございました！

6. 2月行事予定のお知らせ

2月12日(木) 全道商工会議所専務理事会議
13日(金) 女性会定例会
16日(月) 合同部会役員会
22日(日) 簿記検定試験

令和7年度 遠軽商工会議所景気動向調査票

事業所名 _____ (任意) ※事業所名は貴社の支援のみに利用させていただきます。

【以下の (1)～(22) についてお答えください。(記入または該当する番号に○をお願いします)】

I. 貴社についてお聞かせください。

(1) 業種について (売上割合がもっとも高いもの一つをお選びください)

1. 製造業 2. 卸売業 3. 小売業 4. 建設業 5. 飲食業 6. 理美容業 7. 不動産業
8. サービス業 9. その他 ()

(2) 経営者の年齢

1. 20～30 歳代 2. 40～50 歳代 3. 60 歳代 4. 70 歳代以上

II. 現時点における貴社の業況についてお聞かせください。

(3) 直近決算における売上規模について

1. 1,000 万円未満 2. 1,000 万円～5,000 万円未満 3. 5,000 万円～1 億円未満
4. 1 億円以上

(4) 前年との売上高の比較について

1. 50%未満 2. 50%～80%未満 3. 80%～100%未満 4. 100%～120%未満 5. 120%超

(5) (4) にて、1.「50%未満」 2.「50%～80%未満」 3.「80%～100%未満」のいずれかを選んだ方にお伺いします。売上減少の要因は何であると考えられますか (複数回答可)

1. 原材料等価格高騰の影響 2. 人件費の引上げ 3. その他経費・コストの上昇
4. その他 ()

(6) コスト上昇を 100 とした場合、どの程度価格転嫁ができていますか

1. 30%未満 2. 30%～50%未満 3. 50%～75%未満 4. 75%～100%未満 5. 100%

(7) (6) にて、1.「30%未満」 2.「30%～50%未満」 3.「50%～75%未満」 4.「75%～100%未満」のいずれかを選んだ方にお伺いします。十分に価格転嫁できない主な理由をお教えてください

1. 交渉の場がない 2. 交渉を持ちかけられない 3. 今後の取引への影響が心配 (売上減少)
4. 一方的に受付されない 5. その他 ()

(8) 今後1年間の売上等の見通しについて

1. 上向きである 2. 変わらない 3. 下向きである

(9) 今後1年間の資金繰りの状況について

1. 厳しい 2. やや厳しい 3. 問題ない 4. やや良い 5. 良い

(10) 資金が必要な場合、その資金用途をお教えてください

1. 部材・資材等仕入価格高騰による運転資金 2. 事業再構築 (新たな取組) への運転資金
3. 通常の運転資金 4. 借換資金 5. 設備投資資金 6. その他 ()

(11) 現在の従業員数の過不足感について

1. 過剰気味 2. ちょうど良い 3. 不足気味

(12) (11) にて「3.不足気味」を選んだ方にお伺いします。人材不足の対応策として希望する支援策がありましたら以下よりお選びください (複数回答可)

1. シニア人材の活用 2. 兼業・副業等の人材の活用 3. 離職防止・定着化の取組強化
4. 企業説明会等への参加 5. IT による省力化 6. 技能実習生等の活用 7. その他 ()

裏面へ続く→

Ⅲ. 貴社の販売先・仕入先の動向についてお聞かせください。

(13) 販売先の増加に向けて、現在どのような取組を実施していますか（複数回答可）

1. 既存製品・サービスの高付加価値化
2. 新製品・新サービスの開発
3. 海外需要の獲得
4. 新分野への進出
5. 販売先へのアフターサービス等
6. ITの利活用(ネットショップ・SNS等)
7. その他（ ）

(14) 前年と比較した仕入価格の動向について

1. 50%未満
2. 50%～80%未満
3. 80%～100%未満
4. 100%～120%未満
5. 120%超

(15) 米国の関税措置に関する貴社への影響について

1. 大いにマイナスの影響
2. 少しマイナスの影響
3. 影響はない
4. 少しプラスの影響
5. 大いにプラスの影響

(16) (15) にて「1. 大いにマイナスの影響」「2. 少しマイナスの影響」を選んだ方にお伺いします。具体的な影響をお聞かせください

1. 売上の減少
2. 利益率の低下
3. 販売・輸出量の減少
4. 販売・輸出価格の低下
5. 仕入価格等のコストの上昇
6. 取引先からの値下げ要請
7. 価格上昇分の価格転嫁が困難
8. サプライチェーン混乱による調達難
9. 設備投資の延期・中止
10. 資金繰りの悪化
12. 賃上げの縮小・見送り

Ⅳ. 事業承継（後継者対策）の取組等についてお聞かせください。

(17) 事業承継（経営者の代替わり）の取組状況について

1. 完了または現在進行中
2. まだ取組んでいない
3. 取組む予定はない
4. 後継者なし

(18) (17) にて「2. まだ取組んでいない」を選んだ方にお伺いします。取り組んでいない理由についてお聞かせください

1. 自分が元気なので必要ない
2. 後継者が決まらない
3. 何をして良いかわからない
4. 後継者候補はいるが当人に継ぐ意思がない
5. その他（ ）

Ⅴ. 貴社の経営についてお聞かせください。

(19) 今後の経営において事業計画の策定のご予定はございますか

1. 策定済
2. 今後策定（見直し）する予定
3. 関心はあるが未定
4. 策定の予定はない
5. 何をして良いかわからない
6. 必要ない

(20) DXに関する取り組みについてお聞かせください。

1. 取り組み済
2. 取り組み中
3. 取り組みの検討中
4. 取り組み予定はない

(21) (20) にて「2. 取り組み中」「3. 取り組みの検討中」を選んだ方にお伺いします。どのような業務・サービスについて取り組み予定ですか（複数回答可）

1. 会計ソフトの導入
2. 勤怠・在庫・顧客等の管理ソフトの導入
3. ECサイト構築
4. 保存書類のペーパーレス化
5. キャッシュレス化
6. 在宅勤務・テレワーク推進
7. セキュリティ強化
8. IT人材の導入
9. その他（ ）

(22) 今後の事業に対してどのような支援を希望しますか（複数回答可）

1. 事業計画策定・見直し
2. デジタル化推進（現状診断・各種ツール導入等）
3. 販路開拓
4. イベント・展示会・商談会等の開催
5. EC(電子商取引)・越境EC対応
6. 資金繰り相談
7. 税金に関する相談
8. 人材の紹介・マッチング
9. 人材の育成
10. 事業承継
11. サプライチェーン整備
12. 価格転嫁対策
13. Google ビジネスプロフィールの登録・運用支援
14. 補助金活用

アンケートの内容は以上です。ご協力ありがとうございました。

◇返信・お問合せ先：遠軽商工会議所 TEL:0158-42-5201 FAX:0158-42-5134

E-mail:engarucci@engaru-cci.jp

※ Google フォームにてご回答の方はこちら⇒



えんがる生活応援券（商品券） 取扱店募集

遠軽町では、国からの重点支援地方交付金の更なる追加により、「特別配分枠」が措置されたことに伴い、全町民を対象に「えんがる生活応援券（全国共通おこめギフト券または遠軽町内限定商品券）」を交換配布いたします。

現在、商品券の取扱店を募集しておりますので、参加申込をお願いいたします。

1. 交換配布する応援券

- ◆全国共通「おこめギフト券」 1人 3,080円（440円券×7枚）
- ◆遠軽町内限定「商品券」 1人 3,000円（1,000円券×3枚）

2. 応援券（おこめギフト券・商品券）使用可能期間

- ◆令和8年3月6日（金）から令和8年9月30日（水）まで

3. 商品券の取扱店応募資格・参加費用

- ◆遠軽町内の事業所（実施要綱参照）
- ◆参加費用

- （1）遠軽商工会議所またはえんがる商工会の会員事業所は、無料とする。
- （2）上記以外の事業所は、商品券回収額に対して換金手数料3%を負担する。

3/6（金）

交換開始！

4. 商品券の取扱店の募集期限

- ◆商品券の使用可能期間中、随時申込みを受け付けいたします。

2月24日（火）までに参加申込みをされた事業所は、3月2日（月）の朝刊折込チラシに、取扱店名等を掲載させていただきます。

ホームページ等の掲載は、随時更新いたします。

5. 商品券取扱店のお申込み

- ◆同封の参加申込書（様式1）を遠軽商工会議所へご提出願います（FAX・メール可）

●応援券（商品券） 交換配布の流れ

商工会議所・
商工会・
観光協会



応援券の交換

消費者



商品券を利用

取扱店



商品券を換金

商工会議所・商工会

●主な取扱店の業務（実施要綱参照）

1. 取扱店ステッカーの掲示

消費者から見やすい場所に、ステッカーを掲示してください。（後日配付）

2. 商品券を利用されるお客様への対応

- ①商品券ご利用の際、つり銭のお返しはできません。
- ②商品券は、現金または金券類との引き換えおよび購入はできません。
- ③使用期限を過ぎたものは無効となります。

3. 商品券に店名記入

お客様から受け取った商品券は、裏面の取扱店欄に事業所名等を記入してください。

4. 商品券の換金

- ①遠軽商工会議所・えんがる商工会に商品券を持参し、換金してください。
- ②換金期間は、令和8年3月23日（月）～令和8年10月20日（火）
- ③代金は指定された口座へ送金させていただきます。換金受付の際に預り書を発行いたします。
- ④振込日は、10日毎に送金させていただきます。

★お問合せ・お申込み 遠軽商工会議所

Tel：42-5201／Fax：42-5134／メール：engarucci@engaru-cci.jp

「えんがる生活応援券」支給事業実施要綱

1. 目 的 物価高騰が続く中、地方公共団体の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、国の重点支援地方交付金の更なる追加により、「特別配分枠」が措置されたことから、全町民を対象に「えんがる生活応援券」を支給する。
2. 名 称 「えんがる生活応援券」
3. 事業名 「えんがる生活応援券支給事業」
4. 発行団体 遠軽商工会議所、えんがる商工会 ※以下、商工会議所・商工会という。
5. 事業予算額 60,200,000円
6. 支給内容 応援券として、全国共通の「おこめギフト券」または遠軽町内で利用できる「商品券」を支給する。
7. 支給額 「おこめギフト券」 1人 3,080円（440円券×7枚）
「商品券」 1人 3,000円（1,000円券×3枚）
8. 支給対象 全町民（令和8年1月15日現在、住民基本台帳に登録されている方）
9. 使用期間 令和8年3月6日（金）から令和8年9月30日（水）まで

10. 参加対象事業所

（1）全国共通の「おこめギフト券」

- ①全農（全国農業協同組合連合会）の「おこめギフト券取扱店舗」となっている事業所（全農おこめギフト券サイト：<https://www.zennoh.or.jp/kome/03secret/01item/index.html>）
- ②遠軽町内の事業所で「おこめギフト券」が取扱いできる場合は、参加申込書（様式1）を商工会議所に提出する。

*** 2月24日（火）までに参加申込みを済まされた事業所は、3月2日（月）の朝刊折込チシに取扱店名等を掲載する。**

（2）遠軽町内で利用できる「商品券」

- ①遠軽町内の事業所で、この実施要綱に同意をしたもの。
- ②取扱店として参加を希望する事業所は、参加申込書（様式1）を商工会議所に提出する。

*** 2月24日（火）までに参加申込みを済まされた事業所は、3月2日（月）の朝刊折込チシに取扱店名等を掲載する。**

- ③風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に規定する営業を行うものおよび業務の内容が公序良俗に反する営業を行うものは、参加対象事業所から除外する。
- ④商品券の目的外使用等の不正行為が認められた場合または要綱15（7）の報告があった場合は、商工会議所および商工会は、その不正により取得した商品券の換金を行わないものとし、また、参加対象事業所から除外することができるものとする。

11. 参加事業所の表示

(1) 全国共通の「おこめギフト券」の取扱事業所

- ・全農が提供する店舗掲載用ポスターを見やすい場所に表示する。

(2) 遠軽町内で利用できる「商品券」の取扱事業所

- ・「えんがる生活応援券」のステッカーを見やすい場所に掲示する。

12. 商品券の参加事業所の負担金

- (1) 遠軽商工会議所またはえんがる商工会の会員事業所は、無料とする。
- (2) 上記以外の事業所は、商品券回収額に対して換金手数料3%を負担する。

13. 応援券の種類、交換

- (1) 応援券は、「おこめギフト券」と「商品券」の2種類とする。
- (2) 交換は、「引換券」にどちらの券を選択するか「○」を記入して交換する。
- (3) 「引換券」は、2月25日（水）から順次、世帯主宛で送付（配付）する。

14. 応援券（おこめギフト券・商品券）の交換期間・時間・場所

- (1) 交換期間 令和8年3月6日（金）～3月31日（火）
※観光協会においては、土・日・祝日も交換する。
- (2) 交換時間 午前9時～午後5時
- (3) 交換場所 遠軽商工会議所・えんがる商工会・えんがる町観光協会
※臨時の交換場所として、瀬戸瀬地域公民館・安国公民館・生田原商工会館・白滝商工会館において、臨時交換日時を設け対応する。

15. 商品券の取扱方法 ※おこめギフト券除く

- (1) 商品券は、町内の取扱店のみで使用可能とする。
- (2) 商品と引き換えた商品券の再使用は不可とする。
- (3) 商品券を取扱った事業所は、事故防止のため商品券の裏面に取扱店を表示する。
- (4) 釣り銭は、出さないものとする。
- (5) 商品券で利用できないもの
 - ①商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの。
 - ②土地および家屋の購入代金。
 - ③「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの。
 - ④「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの小売販売。
 - ⑤国や地方公共団体への支払い。
 - ⑥加盟店が取扱いを不可とした商品。
 - ⑦その他、法律で商品券による購入が禁じられている商品。
- (6) 有効期限超過の使用は、不可とする。
- (7) 商品券の偽造または不正使用の疑いがある時は、商工会議所または商工会へ報告する。
- (8) 偽造された商品券と判別できる場合は、商工会議所・商工会は当該商品券の換金を行わない。
- (9) 商品券の盗難、紛失または滅失などに対して、商工会議所・商工会はその責を負わない。

16. 商品券の換金

- (1) 取扱店が販売代金として受け取った商品券は、裏面の取扱店欄に事業所名を記入し、商工会議所または商工会に商品券と換金申込書（様式2）を持参して換金手続きを行う。
- (2) 取扱店が交換した商品券は換金できません。
- (3) 換金方法は、指定口座への振込とする。
- (4) 非会員事業所への換金に対する振込額は、持ち込まれた商品券の額面から換金手数料を引いた額とする。
- (5) 口座振込は、10日毎の振込とし、受付時において預り書（様式3または様式3-2）を発行する。
 - ①毎月10日受付分は、当月20日に振込
20日受付分は、当月30日に振込
30日受付分は、翌月10日に振込
 - ②振込日が銀行休業日の場合は、前営業日に振込する。
- (6) 商品券の換金期限は、令和8年10月20日（火）とする。

以 上

(様式1)

遠軽商工会議所 行

(FAX: 0158-42-5134 / メール: engarucci@engaru-cci.jp)

「えんがる生活応援券」取扱店 参加申込書

今回の「えんがる生活応援券支給」事業の目的および実施要綱に同意し、参加申込みいたします。

令和8年 月 日

住 所 遠軽町

事業所名 (屋号)

電話番号

店 舗 名

***上記、電話番号・店舗名を「取扱店一覧表」へ掲載**

下記の□欄に✓を記入願います。

【指定口座】

☐ プレミアム付商品券事業と同じ口座を希望する
(以下、記入不要)

銀 行 名 ☐ 遠軽信用金庫 ☐ 本店 ・ ☐ 生田原支店 ・ ☐ 丸瀬布支店

☐ 北洋銀行遠軽支店

☐ _____銀行 _____支店

口座種類 普 通 ・ 当 座

口座番号

フリガナ

口座名義

【全農おこめギフト券】

☐ 取扱できる

☐ 取扱できない

(様式2)

(取扱店 ⇒ 商工会議所・商工会)

「えんがる生活応援券（商品券）」換金申込書

令和 年 月 日

取扱店名 _____

連絡先（電話番号） _____

えんがる生活応援券（商品券）の換金を下記のとおり申込いたします。

持込枚数：	枚／金 額	円
(計算式：持込枚数×1,000 円)		

※商品券の換金について

- 1. 取扱店が販売代金として受け取った商品券は、裏面の取扱店欄に事業所名を記入し、遠軽商工会議所またはえんがる商工会に、商品券と換金申込書（様式2）を持参して換金手続きを行う。
- 2. 取扱店が購入した商品券は換金できません。
- 3. 換金方法は、指定口座への振込とする。
- 4. 非会員事業所への換金に対する振込額は、持ち込まれた商品券の額面から換金手数料を引いた額とする。
- 5. 換金受付時に預り書（様式3または様式3－2）を発行する。
- 6. 換金スケジュール

受付日	振込日	受付日	振込日	受付日	振込日
3/23（月）	3/30（月）	3/30（月）	4/10（金）	4/10（金）	4/20（月）
4/20（月）	4/30（木）	4/30（木）	5/8（金）	5/11（月）	5/20（水）
5/20（水）	5/29（金）	6/1（月）	6/10（水）	6/10（水）	6/19（金）
6/22（月）	6/30（火）	6/30（火）	7/10（金）	7/10（金）	7/17（金）
7/21（火）	7/30（木）	7/30（木）	8/10（月）	8/10（月）	8/20（木）
8/20（木）	8/28（金）	8/31（月）	9/10（木）	9/10（木）	9/18（金）
9/24（木）	9/30（水）	9/30（水）	10/9（金）	10/13（火）	10/20（火）
10/20（火）	10/30（金）				

- 7. 商品券の換金期限は、令和8年10月20日（火）とする。